

1. 総選挙関連ニュース

①憲法改正は時期尚早、与党が公約

9/17、ミャンマーの与党、連邦団結発展党(USDP)は、国営メディアを通じ、11月の上下両院選に向けた公約を発表した。少数民族武装勢力との和平を達成するまで、軍が政治に関与すべきだと説明。軍に政治権益を付与している憲法の改正は、時期尚早だとした。USDPは、かつての軍事政権の流れをくむ。アウン・サン・スー・チー氏率いる野党、国民民主連盟(NLD)は「民主主義の確立」を掲げて憲法改正を訴えており、上下両院選では改憲が争点の一つとなる。USDPは、テイン・セイン大統領が「円滑に民政への移行を果たした」として実績を強調。少数民族武装勢力との和平達成後、上下両院定数の4分の1を占める軍人議員の削減などに段階的に取り組むとした。また、雇用創出と国民所得の増大に努め、経済発展を実現すると強調した。

②総選挙に懸念、100人立候補できずと米

9/17、米務省のカービー報道官は声明で、11月にミャンマーで行われる上下両院選で、立候補を届け出た人のうち約100人が資格を満たしていないなどの理由で退けられたとして、懸念を表明した。少数派のイスラム教徒はほとんどが立候補を認められなかったとして、選挙プロセスが「不透明で差別的」だと批判した。ミャンマーは総人口の9割が仏教徒とされる。カービー氏は、今回の選挙が「ミャンマーの未来にとって死活的に重要」だとした上で、公正な手続きの実施を求めた。

③総選挙支援の各国共同声明、ミャンマー外務省が懸念

ミャンマー外務省は、11月の総選挙に関して日本や欧米など主要国の大使館が発表した共同声明に懸念を示した。合法的な総選挙にもかかわらず不信感をミャンマーの国民に植え付ける結果を招くと批判している。外務省が言及した共同声明は、17日に日本や米国、英国など9カ国の大使館が発表したもの。各国は宗教が政争の具として使われることに懸念を示した上で、公正な選挙の実施に向けて各国が支援する用意があるとの声明を公表した。これに関して、ミャンマー外務省は各国の支援表明に謝意を示しながらも、共同声明は国民に誤解を与える可能性が高いと批判。「既存の法律や規定に基づき公正な選挙に向けた手続きが進められているにもかかわらず、各国が声明を発表することで国民が現状に不信感を抱く事態も考えられる」と指摘し、不快感を示した。さらに外務省は、憲法が宗教や民族、性別に関係なく公平な市民権を保証していることをあらためて強調。「政府と国民は現在、選挙に向けて秩序ある社会環境を打ち立てようと努めている。そのようなときにミャンマーの社会に誤解を与えようとする共同声明の趣旨は到底受け入れられるものではない」とコメントした。

④スー・チー氏「NLDに投票を」＝ミャンマー総選挙、初の地元入り

9/21、最大野党・国民民主連盟(NLD)のアウン・サン・スー・チー党首は、11月8日に投票が行われる総選挙の選挙運動が今月8日にスタートして以来初めて、自らの選挙区であるヤンゴン郊外コームーを訪れ、「NLDに投票を」と訴えた。スー・チー氏は演説で、「政府職員が投票に関して脅しを受けていると聞いている」と指摘。その上で、「恐怖から自由になりたいのなら、NLDに投票しなさい」と言いたい」と強調。「われわれが勝利すれば、あなた方に恐怖から自由になる機会と、自立する機会を与える」と述べた。さらに、「自分の望む政府を自ら選ぶことができるよう、あなた方全員が投票することが重要だ」と呼び掛けた。演説を聞きに来た男性のニユン・タウンさん(63)は「軍事政権下では、国の発展のために十分なことができなかった。スー・チー氏が勝てば、発展のためにもっと多くのことができるだろう」と期待を寄せていた。

2. 労働法改正で3者合意、労働者の権利保護へ

9/29、労働省は、労働法を改正し、労働者の権利を保護する目的で雇用契約での標準期間を見直すと明らかにした。政府代表は同日まで4日間にわたり、首都ネピドーで工場経営者、労働者との間で全国3者対話フォーラムを開き、労働法改正で合意した。改正の詳細はまだ決まっていない。ミャンマー労働組合協議会の法定局関係者は、労働紛争解決法、労働者補償法、2012年労働機関法などの労働関連法には弱点があると指摘した。労働組合側は、現行雇用契約期間について政府代表と詳細に協議している。特に争点となっているのが、工場での労働組合の役割不足に対する取り組みという。

3. 少数民族各派、全土停戦で意見一致せず

ミャンマー全土停戦協定への調印をめぐり、少数民族武装勢力の間で温度差が浮き彫りになってきた。協定への参加を求める東部カイン(旧カレン)州拠点のカレン民族同盟(KNU)などに対して、和平に向けた過程で排除された3つ

の武装勢力に近い団体は調印に消極的な姿勢をみせている。少数民族の代表らは 28 日から、タイ北部のチェンマイで停戦協定調印に向けて協議。18 の武装勢力が参加し、和平協定に関する意見を交換した。同日の会談では各勢力がそれぞれの立場を説明したが、特に和平プロセスで排除された武装勢力3団体に関する見解が対立。KNUは「3勢力を除いた協定調印」を呼び掛けたが、3勢力に近いとされるカチン独立軍(KIA)は「全勢力の合意が必要」との主張を維持し、調印の延期を訴えたという。

4. 洪水関連ニュース

①洪水被災者160万人、医療サービス求める

ミャンマー国家災害管理委員会は、医療・衛生サービスを必要とする洪水被災者が160万人以上いると明らかにした。政府に対し、資金面で支援を求めている。洪水被災地では医師が不足しており、被災者への医療サービスの提供が急務となっている。保健省は8月28日～9月3日、タイ軍の医療関係者と共同で、被災地6カ所の保健所を再開した。ミャンマー全土には、1,121カ所の保健所と404台の移動診療車があるという。保健省は被災地で、10万カ所以上の水源を塩素消毒するとともに、浄水錠剤も配布した。浄水対策として、1,750万米ドル(約21億円)が必要と試算している。欧米政府などが支援するスリーミレニアム開発目標基金(3MDGファンド)はミャンマーの洪水復興支援金として、40万米ドルの拠出を決めている。

②洪水被害額は1460億チャット(135億円)

今年ミャンマーを襲った洪水による被害額が1,460億チャット(約135億円)に達したもようだ。社会福祉・救済復興省のス・ス・トゥン局長補の話。同省によると、12の州・管区で総延長880マイル(約1,416キロ)、橋835本、ダム366カ所、農地75万6,400エーカー(30万6,000ヘクタール)、学校494校、住宅1万6,830戸以上、僧院179カ所などが被害を受けた。

③サムスンが家電を無料修理、洪水被災地で

サムスン電子ミャンマーはこのほど、先の洪水で深刻な被害を受けた北西部ザガイン管区カレー郡区に技術者チームを派遣し、家電製品の検査・修理サービスを無料で実施した。7人の技術者チームはカレー郡区のディーラー店で、洪水の際に持ち運べなかった洗濯機や冷蔵庫といった大型の家電製品を主に修理した。家電を自分でディーラー店に持ち込めない住民に対して、運搬用の車も手配したという。

5. 複婚禁止法違反、中部エーヤワディで初の摘発

一夫一妻を規定する「複婚禁止法」に違反したとして、中部エーヤワディ(イラワジ)管区に住むイスラム教徒の男性が摘発された。施行まもない同法が適用された初の事例となる。地元警察によると、摘発された男性(37)は既婚者で子どもがいるにもかかわらず、親族宅で仏教徒の女性(22)と同居していたことが判明。男性は当初、容疑を否認していたが、事実と認めたため警察は摘発に踏み切ったという。男性と同居していた女性は「(男性が)イスラム教徒だったことも、複婚禁止法の存在も知らなかった」と話している。同法の成立を推進していた仏教徒ナショナリストグループ「国家と宗教保護のための委員会」(通称マバタ)の関係者は、「両者が未婚者だったら何の問題もなかったが、仏教徒の女性をだまして複婚している男性を許すわけにはいかない」とコメント。同法初の適用例として、適切な法的措置が講じられるよう強く要請している。

6. カンボジアの労使仲裁経験、ミャンマーに

カンボジア仲裁評議会は、ミャンマー政府と国際労働機関(ILO)が共同で開くワークショップに参加し、労使紛争の仲裁分野での経験を共有する計画だ。ミャンマーとカンボジアは、いずれも労働集約的な繊維産業が盛んだ。ワークショップはミャンマーが進める労働紛争解決制度の構築作業を支援することを目的として、首都ネピドーとヤンゴンで開かれる。カンボジアのイト・サムヘン労相は「カンボジア仲裁評議会のシステムは他国のモデルとなり得る」と表明。同評議会のメン・ニメット専務理事代行は「成功には評議会の独立性が重要で、政治的な偏りがあるべきではない」と指摘した。同評議会は2003年に設立され、これまでに2,300件の仲裁申請を受理し、紛争の解決率は73%に達している。

7. マンダレーのゴルフ場開発計画、農民が反発

ミャンマー中部マンダレー管区パテインギー郡区の農村で、ゴルフ・リゾート開発に反対する農民200人が、開発予定地で農地を耕す抗議活動を開始した。同郡区のイェーチー村では1996～97年に、農民50人から総面積600エーカー(約243ヘクタール)の土地が没収された。マンダレー市開発委員会(MCDC)は没収した土地の半分はゴルフ場を建設し、残り半分は農地として残していた。MCDCは今年初め、民間企業のウイト・フィオ・ティと提携し、残りの農地を利用してゴルフ場を拡大し、高級ゴルフ・リゾートを開発する計画を明らかにした。25日に開かれた当局と農民との交

渉では、MCDCが補償金を払う義務はないと説明し、農民にはゴルフ場での仕事を与えると提案。農地を生活手段として利用している農民がこれに反発し、交渉は決裂した。MCDCは、農地に無断で入った者は不法侵入で訴えるとしている。ウィット・フィオ・ティは今年8月、敷地面積 500 エーカーの「イェダゴン・ゴルフ・リゾート」の開発権を落札。同社は長期土地使用料としてMCDCに 160 億チャット(約 15 億円)を支払うことで合意している。

8. 中国への油送管事業、政府間の再交渉必要に

ミャンマーと中国を結ぶ原油輸送管事業をめぐり、詳細な条件設定に向けて両国政府の再交渉が必要な状況となってきた。ミャンマーへの利益配分や課税などに関して、まだ明確な条件が設定されていないためだ。両国は2008 年、ミャンマー西部ラカイン州と中国南部を結ぶ油送管(全長 771 キロメートル)の建設に合意。今年1月から、エネルギー省傘下のミャンマー石油ガス公社(MOGE)と中国石油公社(CNPC)で構成する企業連合(コンソーシアム)「東南アジア原油パイプライン(SEAOP)」が油送管の試験稼働を開始した。同事業への出資比率はMOGEが 49.1%、CNPCが残り 50.9%だが、ミャンマー側の利益配分に関する詳細はまだ確定していない。ミャンマーが同油送管および並行して敷設された天然ガス輸送管の設置料として、30 年間にわたり毎年1,381 万米ドル(約 16 億6,100 万円)、原油1トン当たり1米ドルの輸送料を受け取ることは決まっているが、その他の条件は未定。さらにミャンマー・メード島の港湾使用や油送管事業に対する課税に関する取り決めも明確化していないことから、SEAOPの関係者らは「残された課題は企業間で決める範囲を超えている。両国政府の交渉で早期解決を期待したい」との見方を示している。油送管敷設事業の総工費は 24 億 5,000 万米ドル。年に約 2,200 万トンの原油を輸送する能力を持つ。

9. ミャンマー人5 人死亡、メッカ近郊の大巡礼事故

9/24、イスラム教最大の聖地サウジアラビア西部メッカ近郊で、大巡礼(ハッジ)を訪れた多数の信者が折り重なって倒れ、700 人以上が死亡した事故で、ミャンマー人が少なくとも5人死亡し、7人が行方不明となった。ミャンマーのイスラム教徒の数は、公式には全人口の4%。ただ実際はその2倍とみられている。大巡礼への訪問希望者は毎年、増えているが、サウジ側は大巡礼訪問を希望するミャンマー人に対する査証(ビザ)発給を、安全を理由に4,000 人以下に制限している。

10. ティラワ先行開発区が開業

47 社入居、2期目検討も合意。9/23、日本が官民挙げて開発を支援する、ミャンマーのティラワ経済特区で、先行開発区の開業式典が開かれた。ヤンゴンの南東約 20 キロにある特区では、工業団地の造成が進み、13 カ国・地域の47 社が入居を決めている。同日には2期目の開発検討で覚書も締結した。企業進出の拠点として期待が大きいティラワが正式開業を迎えたことで、外資導入に弾みがつきそうだ。

11. ミャンマー、左ハンドル車義務化法制定へ＝日本製中古車、廃棄迫られる恐れ

政府が国内で走行する自動車を、左ハンドル車に限定する法律を制定する見通しだ。同国の自動車道は右側通行だが、日本から輸入された中古車が大多数を占め、推計で9割は右ハンドル車だ。報道によると、法案は先週、暫定的な承認を受けた。実施時期や、法律変更に伴い、政府がどのような支援策を講じるかなどは不明。「道路交通管理局が起草した新法は、右ハンドル車の利用は、ミャンマーの交通安全を確保するという観点から、既存の右側交通システムと矛盾するということを指摘している」という。一方で、大多数は猶予期間を長めに取ることを希望していると指摘、提案に対する珍しい、公的な批判も紹介した。ヤンゴン地区担当高官は「短期間で右ハンドル車を廃棄するよう求められれば、市民は損失を被るだろう」と指摘。タクシーやバスを優先的に切り替えるべきだとの考えを示した。ミャンマー自動車製造業者・ディーラー協会のスー・タン会長によると、現時点で5万台を超える右ハンドル車が店頭で販売されている。

12. 富士ゼロックスと学研、2 度目の教材配布

富士ゼロックスと学研ホールディングスはミャンマーの児童の教育格差是正の支援として、9月 22 日と 23 日にヤンゴン郊外の移住労働者の多い国営シーピンタ小学校とダマディパ僧院学校の1～3年生計354 人に算数の補助教材を配布した。今年6月にヤンゴン北部ラインタヤ郡区の国立ラインタヤ第1小学校の児童に配布したのに続く2度目の配布。教材配布後も各校を定期訪問し、教材の活用状況を確認。学習を終えた児童に次の教材を配布する形で、1人当たり4冊、2023 年までに4,000 人に計1万6,000 冊の支援を目指している。学研が、立命館大学教育開発推進機構の陰山英男教授が監修した算数教材をビルマ語に翻訳。富士ゼロックスのミャンマーの提携先ゼノンが、富士ゼロックスのプロダクションプリンターで印刷した。

13. N T T ファイナンス、助産診療センターを寄贈

9/18、NTTグループの総合リース会社、NTTファイナンス(東京都港区)は、会社創立 30 周年を記念し、国際非政府組織(NGO)のピープルズ・ホープ・ジャパン(PHJ)を通じて、ミャンマーに助産診療センターを寄贈すると発表した。助産診療センターは 2016 年3月、首都ネピドーのタッコン郡区に完成予定。現地住民向けに、基礎的な疾病診断やけがの手当て、妊婦健診や普通分娩助産、新生児健診、予防接種といった母子保健サービスを提供する。ミャンマーの農村部では、昔ながらの伝統的産婆による自宅分娩が多いことに加え、母子保健知識の不足と非衛生的環境のため、妊産婦死亡率と乳幼児死亡率がともに高い。助産診療センターを通じて安全な施設分娩を促し、妊産婦死亡率と乳幼児死亡率の低下に貢献することを目指す。

14. 最近の外資の進出状況

・大阪王将、ヤンゴンに2 号店

9/12、外食・食品販売事業のイトアンド(東京都港区)は、ヤンゴンのパズンダウン郡区に同国2号店となる「大阪王将イェジョウ店」をオープンしたと発表した。座席数は 30 席で、営業時間は午前 11 時～午後 10 時。イトアンドは8月、ヤンゴンのタムウェ郡区に1号店となる大阪王将タムウェ店をオープン。メニューには餃子やラーメンのほか、和風カレーも加え、ミャンマー地場企業を通じて、フランチャイズ(FC)展開している。

・独化学品B A S F 、ヤンゴンに事務所を開設

ドイツの化学メーカー大手BASFは、ヤンゴンに同社にとってミャンマー初の駐在員事務所を、カバエ・パゴダ通り沿いにある「セドナ・ホテル・ヤンゴン」内に開設した。5年前から現地代理店を介して、食物の栄養価強化に用いられるビタミン、コンクリート混和剤、除草剤、殺虫剤、採掘用化学品、浄水用化学品などの製品をミャンマー国内で販売。

・大善、ティラワ特区に倉庫開設へ

総合物流企業の大善(福島県喜多方市)は、ヤンゴン近郊のティラワ経済特区(SEZ)内に倉庫を開設すると明らかにした。現地法人の大善ミャンマーは、同社初の海外拠点となる。

・シンガポール社、レンタルオフィス開設

9/17、レンタルオフィスを運営するシンガポールのアーク・オフィシズは、ヤンゴンに同国の1号店を開業した。アークのレンタルオフィスはヤンゴン中心部カマユ郡区のオフィスビル「レダンセンター」の6階に開業。すべての部屋に家具、オフィス機器、インターネット設備が備え付けられている。

・JFE エンジ、飲料水参入

JFE エンジニアリングはミャンマーで飲料水事業に乗り出す。ヤンゴンに水処理施設の実証施設を設け、同市当局と共同研究を始める。2016年初めに施設を稼働させ、1年間の事業性調査を経て、ペットボトルでの飲料水販売につなげる考え。

・タイ通信トゥルー、ヤンゴンにデータセンター

9/22、タイの通信大手トゥルー・コーポレーションの子会社トゥルー・インターネット・データセンター(トゥルーIDC)は、ヤンゴンのライン郡区にあるヤンゴン大学キャンパス内の「MICTパーク」にデータセンターを開設したと発表した。海外初の拠点で、10 月から営業を開始する。

・タイのE G C O 、ダウエーにガス火力発電所

タイの民間発電大手エレクトリシティ・ジェネレーティング(EGCO)のサハット社長は、ミャンマー南部タニンダーリ管区のダウエー経済特区(SEZ)にガス火力発電所を建設する計画を明らかにした。同特区の第1期分を開発するタイのゼネコン大手イタリアンタイ・デベロップメントと合弁で建設する。

・スイスのピューマ、ジェット燃料事業で国営社と合弁

スイスの石油取引大手ピューマ・エナジーは、エネルギー省傘下のミャンマー石油製品公社(MPPE)とジェット燃料事業の合弁契約を締結する。

・ロシア、ミャンマーでヘリコプター製造計画

ロシアが、ミャンマーで軍事・民生用ヘリコプターの製造工場の開設を検討している。

・マイクロソフト、財閥K B Z グループと技術提携

米マイクロソフトは、ミャンマーの大手財閥カンボーザ(KBZ)・グループと技術提携することで合意した。IT分野を中心に同グループの技術力と効率性向上を支援する考え。まずKBZ銀行のIT環境改善に取り組む。同行はマイクロソフトとの提携を通じ、パソコン 7,000 台の配備や従業員に対する基本ソフト(OS)「ウィンドウズ 10」の供与などを推進。さらに業務上の処理などを国際的な水準に引き上げるため、書類の電子化などを図る方針だ。

以上